

連続控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外  
対象外国法人税の額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移  
転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計  
算した金額

12|

前項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等で  
ある他の内国法人から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内  
国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事  
業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額とみなされる金額その  
他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提  
出した場合に限り、適用する。

13|

適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項にお  
いて「分割承継法人等」という。）が第十一項又は第八十一条の十五第  
五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等  
の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二  
項及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年  
内事業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額のうち、第十一項  
の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度の控除限度額とみ  
なされる金額及び同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条  
第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同  
じ。）の連続控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第十一項の規  
定により当該分割承継法人等が当該前三年内事業年度において納付する  
こととなつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第五項  
の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた  
個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

14|

内国法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第  
三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受  
けた事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用事業年度」  
といふ。）開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度（  
連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）にお  
いて当該外国法人税の額が減額された場合（当該内国法人が適格合併等  
により被合併法人等である他の内国法人から事業の全部又は一部の移転  
を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外  
国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基  
因して納付することと

除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外  
國法人税の額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移  
転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した  
金額

6|

前項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等か  
ら事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分  
割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度の控除限度額  
及び控除対象外国法人税の額とみなされる金額その他の財務省令で定め  
る事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、  
適用する。

7|

適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項にお  
いて「分割承継法人等」という。）が第五項又は第八十一条の十五第五  
項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の  
当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項  
及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内  
事業年度の控除限度額及び控除対象外国法人税の額のうち、第五項の規  
定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度の控除限度額とみなさ  
れる金額及び同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二  
項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。  
）の連続控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第五項の規定によ  
り当該分割承継法人等が当該前三年内事業年度において納付することと  
なつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第五項の規定  
により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控  
除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

8|

内国法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第  
三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受  
けた事業年度又は連結事業年度（以下この項において「適用事業年度」  
といふ。）開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度（  
連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）にお  
いて当該外国法人税の額が減額された場合（当該内国法人が適格合併等  
により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつ  
ては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち  
当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することと

して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)における第一項から第三項までの規から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

19| 18| 17| 16| 15|  
省 省 省 省 省 略  
省 省 略 略 略  
省 略

第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該内国法人の各事業年度の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

20|  
第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。  
21| 第十四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第十三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12| 11| 10| 9|  
同 同 同 同  
上 上 上 上

13| 第六項及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 同 上  
(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

3 2 省 略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款、第七款及び第十款(課税標準の計算)(第五十七条第二項、第七項及び第十項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件)並びに第五十八条第二項及び第五項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件)を除く。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算

なつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該内国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

12| 11| 10| 9|  
同 同 同 同  
上 上 上 上

13| 第六項及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条 同 上  
(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款、第七款及び第十款(課税標準の計算)(第五十七条第二項、第七項及び第十項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件)並びに第五十八条第二項及び第五項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件)を除く。)中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算

「と、第六十八条第三項（所得税額の控除）及び第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とする。

#### 4 省略

（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十条の二 内国法人が、確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額若しくは連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六条号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しの提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

#### 一・二 省略

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）

第八十一条の五 連結法人が納付したこととなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この条において同じ。）の額につき第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）又は第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外國法人税の額が減額された場合（当該連結法人が第八十一条の十五第五項に規定する適格合併等によ

「と、第六十八条第三項（所得税額の控除）及び第六十九条第十項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十一項中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とする。

#### 4 同上

（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十条の二 内国法人が、確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

#### 一・二 同上

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）

第八十一条の五 連結法人が納付したこととなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この条において同じ。）の額につき第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）又は第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外國法人税の額が減額された場合（当該連結法人が第八十一条の十五第五項に規定する適格合併等によ

り同項に規定する被合併法人等である内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額され、その減額された金額のうち第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

#### （連結特定同族会社の特別税率）

##### 第八十一条の十三 省略

2 前項に規定する連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第四項において「連結所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該連結事業年度の連結所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該連結事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十二条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）及び第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに地方税法の規定により当該連結事業年度の連結法人税個別帰属額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により同項に規定する負担額として帰せられる金額として計算される金額をいう。）に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定める

て帰せられる金額又は減少額として計算される金額をいう。）に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定める

計額を控除した金額をいう。

#### 一〇三 省略

#### 四 個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項（還付金等の益金不

り同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額された金額のうち第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

#### （連結特定同族会社の特別税率）

##### 第八十一条の十三 同上

2 前項に規定する連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第四項において「連結所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該連結事業年度の連結所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに地方税法の規定により当該連結事業年度の連結法人税個別帰属額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により同項に規定する負担額として帰せられる金額として計算される金額をいう。）に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定める

ところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

算入)に規定する還付を受け又は充当される金額(同項第一号に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項(第三十八条第一項(法人税額等の損金不算入)に係る部分に限る。)の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税及びこれらとの税に係る均等割を含む。)の額に係る部分の金額を除く。)、第二十六条第二項に規定する減額された金額及び同条第六項に規定する還付を受ける金額並びに第八十一条の五(連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入)に規定する減額された部分として政令で定める金額の合計額

### 357 省略

#### (連結事業年度における外国税額の控除)

第八十一条の十五 連結法人が各連結事業年度において外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第八項において同じ。)を納付することとなる場合には、その外国法人税の額(その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外国法人税の額、同条第一項に規定する政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額、連結法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額を除く。以下この条において「個別控除対象外国法人税の額」という。)のうち、連結控除限度個別帰属額(当該連結事業年度の連結所得の金額につき第八十一条の十二第一項から第三項まで(各連結事業年度の連結所得に対する法人税率)の規定を適用して計算した金額のうち当該連結事業年度の連結国外所得金額(国外源泉所得(第六十九条第一項に規定する国外源泉所得をいう。)に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。)に對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額で、各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を

### 357 同上

#### (連結事業年度における外国税額の控除)

第八十一条の十五 連結法人が各連結事業年度において外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第八項において同じ。)を納付することとなる場合には、その外国法人税の額(その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外国法人税の額、同条第一項に規定する政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額、連結法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額を除く。以下この条において「個別控除対象外国法人税の額」という。)のうち、連結控除限度個別帰属額(当該連結事業年度の連結所得の金額につき第八十一条の十二第一項から第三項まで(各連結事業年度の連結所得に対する法人税率)の規定を適用して計算した金額のうち当該連結事業年度の連結所得個別帰属額(当該連結事業年度の連結所得の金額につき第八十一条の十二第一項から第三項まで(各連結事業年度の連結所得に対する法人税率)の規定を適用して計算した金額のうち当該連結事業年度の連結所得得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額で、各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この条において同じ。)に達するまでの金額を当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

いう。以下この条において同じ。)に達するまでの金額を当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2 連結法人が各連結事業年度において納付することとなる個別控除対象外国法人税の額が当該連結事業年度の連結控除限度個別帰属額、地方法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額及び地方税個別控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)の連結控除限度個別帰属額のうち当該連結事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この条において「個別繰越控除限度額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、その超える部分の金額のうちその個別繰越控除限度額に達するまでの金額を当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

### 3・4 省略

5 連結法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項及び第八項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人(第八項において「被合併法人等」という。)である内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該連結法人が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなす。

### 1・2 省略

### 3・4 同上

6 連結法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項及び第八項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人(第八項において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該連結法人が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなす。

### 1・2 同上

### 3・4 同上

7 前項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等である内国法人から事業の移転を受けた連結法人にあつては、当該連結法人(当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人)が当該適格分割等の日以後三月以内に当該連結法人の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を連結親法人の納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。  
適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人(以下この項にお

6 前項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた連結法人にあつては、当該連結法人(当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人)が当該適格分割等の日以後三月以内に当該連結法人の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を連結親法人の納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。  
適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人(以下この項にお

いて「分割承継法人等」という。)が第五項又は第六十九条第十一項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前三年内事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、第五項の規定により当該分割承継法人等の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額及び同条第十一項の規定により前三年内事業年度(同条第二項に規定する前三年内事業年度をいう。以下この項において同じ。)の控除限度額とみなされる金額並びに第五項の規定により当該分割承継法人等が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第十一項の規定により当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

8 連結法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第三項まで又は第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国人税の額が減額された場合(当該連結法人が適格合併等により被合併法人等である内国法人から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国人税の額が減額された場合を含む。)における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

12 9 5 11 省 略  
第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該連結法人の各連結事業年度の第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該連結法人の国外事業所等(第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び次項において同じ。)に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等

いて「分割承継法人等」という。)が第五項又は第六十九条第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用により当該分割承継法人等の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、第五項の規定により当該分割承継法人等の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前三年内事業年度(同条第二項に規定する前三年内事業年度をいう。以下この項において同じ。)の控除限度額とみなされる金額並びに第五項の規定により当該分割承継法人等が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額及び同条第五項の規定により当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、ないものとする。

8 連結法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第三項まで又は第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国人税の額が減額された場合(当該連結法人が適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該連結法人の各連結事業年度において当該外国人税の額が減額された場合を含む。)における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。

9 5 11 同 上

に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

- 13 第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人の第六十九条第四項第一号に規定する本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。
- 14 第八項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結子法人の個別帰属額等の届出)

第八十一条の二十五 連結子法人は、各連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、当該連結事業年度に係る第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める事項（次項において「個別帰属額等」という。）を記載した書類に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付し、これを当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省略

(前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条 連結法人が、連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額若しくは確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六条（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人がその修正申告書を提出し

12 第六項及び第八項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結子法人の個別帰属額等の届出)

第八十一条の二十五 連結子法人は、各連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、当該連結事業年度に係る第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める事項（次項において「個別帰属額等」という。）を記載した書類に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付し、これを当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同上

(前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条 連結法人が、連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人がその修正申告書を提出し

提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人がその修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

#### 一・二 省略

##### （国内源泉所得）

第一百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（当該外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（所得税法第一百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 省略

##### （国内源泉所得）

第一百三十八条 同上

一 国内において行う事業から生じ、又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得（次号から第十一号までに該当するものを除く。）その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

二 同上

三 同上

四 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

- イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子
- ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

- ハ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「営業所」という。）に預け入れられた所得税法第一条第一項第十号に規定する預貯金の利子
- 二 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）の収益の分配
- 五 所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの
- イ 内国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息
- ロ 国内にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託の収益の分配
- 六 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの
- 七 国内において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）
- 八 国内において業務を行なう者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの
- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価
- ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の使用料又はその譲渡による対価
- ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料
- 九 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金

又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。)

十一次に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

イ 所得税法第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの

ハ 所得税法第百七十四条第五号に掲げる利息のうち国内にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

二 所得税法第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国内にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ 所得税法第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国内にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの

ヘ 所得税法第百七十四条第八号に掲げる差益のうち国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

十一 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受けける利益の分配

2

前項第一号に規定する内部取引とは、外国法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

3

恒久的施設を有する外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

**第一百三十九条** 日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約（以下この条において「租税条約」という。）において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。この場合において、その租税条約が同条第一項第四号又は第五号の規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その租税条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

2 恒久的施設を有する外国法人の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときは、同号に規定する内部取引には、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

### 第一款 課税標準

**第一百四十一条** 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税

の課税標準は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とする。

一 恒久的施設を有する外国法人 各事業年度の次に掲げる国内源泉所

得  
イ 第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所  
得

口 第百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得  
(同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)

二 恒久的施設を有しない外国法人 各事業年度の第百三十八条第一項

**（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）**

**第一百四十一条** 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得のうち次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とする。

一 国内に支店、工場その他事業を行なう一定の場所で政令で定めるものを有する外国法人 のすべての国内源泉所得

二 国内において建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下この号において「建設作業等」という。）を一年を超えて行う外国法人（前号に該当する外国法人を除く。）次に掲げる国内源泉所得

イ 第百三十八条第一号から第三号まで（国内源泉所得）に掲げる国

のための条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける法人については、同条の規定にかかるわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その条約に定めるところによる。この場合において、その条約が同条第二号から第十一号までの規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

口 第百三十八条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得のうち、その外国法人が国内において行う建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 国内に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの（以下この号において「代理人等」という。）を置く外国法人（第一号に該当する外国法人を除く。）次に掲げる国内源泉所得

イ 第百三十八条第一号から第三号までに掲げる国内源泉所得  
ロ 第百三十八条第四号から第十一号までに掲げる国内源泉所得のうち、その外国法人が国内においてその代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの

四 前三号に掲げる外国法人以外の外国法人 次に掲げる国内源泉所得  
イ 第百三十八条第一号に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるもの

ロ 第百三十八条第二号及び第三号に掲げる国内源泉所得

## 第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

### （恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第一百四十二条 外国法人の各事業年度の前条第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額は、外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額から当該事業年度の当該事業に係る損金の額を控除した金額とする。

2 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（金等の益金不算入）、第三十三条规定（資産の評価損の損金不算入等協同組合等の事業分量配当等の損金算入）及び第六十一条の二（第十六項

）、第三十七第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）、第四十六条（非出资組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。

3 |

一 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額について前項の規定により第二十二条（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

二 第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用のうち第一百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

三 第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用には、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するこれらの費用のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。

4 |

三 第二十二条第五項に規定する資本等取引には、恒久的施設を開設するための外国法人の本店等（第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等をいう。以下この号において同じ。）から恒久的施設への資金の供与又は恒久的施設から本店等への剩余金の送金その他これらに類する事実を含むものとする。

前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

（還付金等の益金不算入）

第一百四十二条の二 外国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 前条第二項の規定により第三十八条第一項又は第二項（法人税額等の損金不算入）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

二 前条第二項の規定により第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等の損金不算入）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの

三 第百四十四条の十一（所得税額等の還付）又は第一百四十七条の三（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金（第一百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）に相当するものに限る。）

四 第百四十四条の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金（同条第一項第一号に定める金額に相当するものに限る。）又は地方法人税法第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定による還付金（同号に定める金額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当するものに限る。）

五 外国法人が納付することとなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき第一百四十四条の二第一項から第三項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事

業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)には、その減額された金額のうち同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額(益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。)は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

3 第百四十二条の三 外国法人(保険業法第二条第七項(定義)に規定する外国保険会社等に限る。以下この項において同じ。)の各事業年度の恒久的施設に係る投資資産(保険料として收受した金銭その他の資産を保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために運用する場合のその運用資産として財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。)の額が、当該外国法人の投資資産の額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該恒久的施設を通じて行う事業に係る収益の額として、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

#### (保険会社の投資資産及び投資収益)

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。  
一 前項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額が同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十以下であるとき。  
二 前項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額が同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十以下であるとき。  
三 当該事業年度の恒久的施設に係る総資産の額が当該事業年度の当該恒久的施設に係る負債の額及び純資産の額の合計額を上回る場合として政令で定める場合に該当するとき。

3| 前項の規定は、同項各号に掲げる場合のいづれかに該当する旨を記載した書類及びその計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

4| 税務署長は、前項の書類を保存していかつた場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

5| 投資資産の額の算定の時期その他第一項及び第二項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)

第百四十二条の四 外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額（当該恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）が、当該外国法人の資本に相当する額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額として政令で定める金額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2| 外国法人の資本に相当する額が著しく低い場合の恒久的施設に帰せられるべき資本に相当する額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)

第一百四十二条の五 銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行つ外国法人に限る。）である外国法人の各事業年度において、その有する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）がある場合には

、当該利子の額のうち当該外国法人の前条第一項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定により損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

3| 税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、当該書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、当該書類の提出があつた場合に限り、当該書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

4| 第一項に規定する資本に相当するものに係る負債の範囲その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (法人税額から控除する外国税額の損金不算入)

第一百四十二条の六 外国法人が第一百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額につき同条又は第一百四十四条の十一第一項（所得税額等の還付）若しくは第一百四十七条の三第一項（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国法人税の額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

（本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入）

第一百四十二条の七 外国法人が第一百四十二条第三項第二号（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の適用を受ける場合において、同号に規定する政令で定めるところにより配分した金額（以下この条において「本店配賦経費」という。）につき、その配分に関する計算の基礎となる書類その他の財務省令で定める書類の保存がないときは、その書類の保存がなかつた本店配賦経費については、その外国法人の各事業

年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 税務署長は、本店配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた本店配賦経費につき同項の規定を適用しないことができる。

#### (恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益)

第一百四十二条の八 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合（恒久的施設の他の者への譲渡その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなつた場合を除く。）には、恒久的施設閉鎖事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に恒久的施設に帰せられる資産（第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券その他の政令で定める資産を除く。）の評価益（当該終了の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該終了の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該外国法人の当該恒久的施設閉鎖事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第一百四十二条の九 外国法人の各事業年度の第一百四十一条第一号口及び第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額は、これらの規定に規定する国内源泉所得につき政令で定めるところにより第一百四十二条（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）及び第一百四十二条の二（還付金等の益金不算入）の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十五・五の税率を乗じて計算した金額とする。

第一百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得

第一百四十一条第二号に定める国内源泉所得

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の同項各号に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 5 省略

(外国法人に係る所得税額の控除)

第一百四十四条 第六十八条（内国法人に係る所得税額の控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第一百四十一条各号（課税標準）に掲げる同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得（国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で所得税法の規定により所得税を課されるものの支払を受けた場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（同法第一百六十一条第一項第六号（国内源泉所得）に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項（非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により同項の規定による徵収が行われたものとみなされる同法による徵収が行われたものとみなされる同法第一百六十一条第一項第十二号に掲げる給与、報酬又は年金に対応する部分の金額を除く。）」と、同条第二項中「利子及び配当等」とあるのは「第一百四十四条（外国法人に

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第一百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十五・五の税率を乗じて計算した金額とする。

第一百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得

第一百四十一条第二号に定める国内源泉所得

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等の同項各号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 5 同上

(所得税額の控除)

第一百四十四条 第六十八条（内国法人に係る所得税額の控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第一百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で所得税法の規定により所得税を課されるもの（同法第一百六十一条第五号（内国法人から受けける配当等）に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（所得税法第一百六十一条第二号（国内源泉所得）に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項（非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により同項の規定による徵収が行われたものとみなされる同法第一百六十一条第八号に掲げる給与、報酬又は年金に対応する部分の金額を除く。）」と、同条第二項中「利子及び配当等」とあるのは「当該国内源泉所得」と読み替えるものとする。